

はこだてFOODフェスタ  
企画運営業務プロポーザル

募 集 要 項

平成30年5月  
はこだてフードフェスタ実行委員会

## 目 次

1	趣 旨 .....	1
2	本要項の位置付け.....	1
	(1) 業務名称	
	(2) 業務目的	
	(3) 業務内容	
	(4) 予算額	
3	運営要件 .....	1
	(1) 開催日	
	(2) 開催場所	
	(3) 施設使用料	
	(4) 光熱水費	
	(5) 塵かき処理	
	(6) 現状復旧	
	(7) 賠償保険	
	(8) 自然災害時	
	(9) 損害に対する賠償	
4	プロポーザルに関する事項.....	2
	(1) 名 称	
	(2) 主催者	
	(3) 選定方法	
	(4) 性 格	
	(5) 事務局	
	(6) スケジュール	
5	手続等に関する事項.....	3
	(1) 募集要項の配布	
	(2) 参加申込書の提出	
	(3) 質問書の提出	
	(4) 企画提案書の提出	
6	応募に関する事項.....	4
	(1) 応募者の資格	
	(2) 応募者の制限	
	(3) 応募書類	
7	企画提案書等に関する事項.....	5
	(1) 様式等	
	(2) 提案項目	
	(3) 提出部数等	
8	審査に関する事項.....	7

9	契約に関する事項.....	8
10	その他の事項 .....	8

様 式

(1-1)	はこだて FOOD フェスタ企画運営業務プロポーザル	参加申込書.....	9
(1-2)	はこだて FOOD フェスタ企画運営業務プロポーザル	参加申込書構成員調書...	10
(2)	はこだて FOOD フェスタ企画運営業務プロポーザル	質問書.....	11
(3-1)	はこだて FOOD フェスタ企画運営業務プロポーザル	応募申込書.....	12
(3-2)	はこだて FOOD フェスタ企画運営業務プロポーザル	応募申込書構成員調書...	13
(3-3)	はこだて FOOD フェスタ企画運営業務プロポーザル	誓約書.....	14
(4-1)	はこだて FOOD フェスタ企画運営業務プロポーザル	類似業務実績調書.....	15
(4-2)	はこだて FOOD フェスタ企画運営業務プロポーザル	受託金額見積書.....	16

資 料

別添資料 1 企画運営業務企画提案書標準様式

## 1 趣 旨

函館市および関係団体では、今後まちづくりを進めるにあたり、本市の強みである、「食」の魅力度をさらに向上させることにより、交流人口の拡大を図り、地域経済の活性化を目指しています。

その取り組みの一つとして、「食」をテーマとしたイベントを実施し、「函館の食」を広く発信するとともに、イベントを通じて、生産者・料理人等食関連事業者間の連携を深めることで、本市の食の魅力度向上を図ることを目的とします。

本事業プロポーザルは、イベントの企画運営業務を行う事業者を公募するものです。

## 2 本要項の位置付け

本要項は、はこだてフードフェスタ実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する「はこだてFOODフェスタ企画運営業務」に最も適した受託候補者を選定するプロポーザルに関して必要な事項を定めるものです。

### (1) 業務名称

はこだてFOODフェスタ企画運営業務

### (2) 業務目的

- ・道南食材の周知・普及と函館らしい食の発信
- ・道南の食品加工品等の周知・普及
- ・食を担う料理人等の人材育成
- ・冬の函館の魅力創出

### (3) 業務内容

ア はこだてFOODフェスタの企画運営

- (ア) 会場イベント
- (イ) 広報宣伝・集客
- (ウ) 協賛金（品）の募集・獲得

イ その他必要な業務

ウ 実績報告書の作成

### (4) 予算額

当該業務に係る予算額は次のとおりです。

なお、事業費が予算額を超える場合は、出店料収入や協賛金をもって財源とすることができるものとします。

13,200千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 3 運営要件

### (1) 開催日時

平成31年2月23日（土）・24日（日）の2日間

23日（土）11時～20時      24日（日）11時～17時

(2) 開催場所

函館アリーナ（メインアリーナ）

(3) 施設使用料

函館アリーナに係る施設使用料を負担すること。

(4) 光熱水費

運営施設に係る光熱水費を負担すること。

(5) 塵かい処理

運営施設に係る塵かい（飲料容器、調理残渣、廃油、食べ残し、使用済み容器等）について適切に処理し、その費用を負担すること。

(6) 現状復旧

「運営事業者」の責めに帰する理由により、運営施設を破損または著しく汚損した場合は、現状に復旧すること。

(7) 賠償保険

イベント開催に必要な保険に加入すること。

(8) 自然災害時

自然災害時の安全管理上の対応策については、「実行委員会」と「業務受託者」との間で協議を行いますが、最終的な判断は「実行委員会」に一任するものとし、「運営事業者」はその決定に従うものとします。

(9) 損害に対する賠償

疫病、食中毒、暴風、豪雪、洪水、地震、火災、暴動その他実行委員会の責に帰することのできない自然的または人為的な現象などの不可抗力により運営が困難になった際、「運営事業者」に損害が生じる場合においても、「実行委員会」に対しその賠償を請求することができないものとします。

また、「運営事業者」は、その責めに帰する事由により、運営に関し、「実行委員会」または第三者に損害を与えたときは、その損害を「運営事業者」の負担により賠償するものとします。

#### 4 プロポーザルに関する事項

(1) 名 称

はこだてFOODフェスタ企画運営業務プロポーザル

(2) 主催者

はこだてフードフェスタ実行委員会

(3) 選定方法

公募型プロポーザル方式

(4) 性 格

プロポーザルは、参加者の基本的な考え方や能力について、提案を通して評価するも

のです。業務の仕様は、企画提案書を基本としますが、必要に応じて提案内容を修正し、仕様を確定することとします。

#### (5) 事務局

函館市経済部食産業振興課

〒040-8666 函館市東雲町 4-13

電話番号：0138-21-3314（直通） FAX：0138-27-0460

電子メールアドレス：food@city.hakodate.hokkaido.jp

担当：五十嵐，江藤

#### (6) スケジュール

平成30年	5月30日（水）～6月11日（月）	募集要項の配布期間
	6月11日（月）	参加申込書の提出期限
	6月15日（金）	質問書の提出期限
	6月18日（月）～6月29日（金）	企画提案書の受付期間
	7月上旬	審査，受託候補者の決定

### 5 手続等に関する事項

#### (1) 募集要項の配布

##### ア 配布期間

平成30年5月30日（水）から平成30年6月11日（月）までの土・日を除く  
午前9時から午後5時まで

##### イ 配布場所

事務局（本要項4（5）を参照してください。以下同じ。）

##### ウ 来庁できない場合は、はこだてFOODフェスタホームページからダウンロードしてください。

#### (2) 参加申込書の提出

##### ア 提出期限

平成30年6月11日（月）午後5時まで

##### イ 提出方法

持参または郵送とします（郵送の場合は6月11日（月）までに必着）。

##### ウ 提出資料

- ・参加申込書（様式1-1）
- ・参加申込書構成員調書（様式1-2）※グループで参加する場合のみ提出。
- ・代表法人および構成員全員の概要（パンフレット等で可）

##### エ 提出場所

事務局

### (3) 質問書の提出

#### ア 提出期限

平成30年6月15日（金）午後5時まで

#### イ 提出方法

質問書（様式2）について、持参、郵送、電子メールまたはFAXにより提出してください。

※ 電子メールまたはFAXで提出する場合は、着信していることを電話で事務局に確認してください。

#### ウ 提出場所

事務局

#### エ 回答

質問に対する回答は、適宜、はこだてFOODフェスタホームページに掲載します。  
なお、質疑回答の内容は、本要項の追加または修正とみなします。

### (4) 企画提案書の提出

#### ア 受付期間

平成30年6月18日（月）から平成30年6月29日（金）までの土・日を除く  
午前9時から午後5時まで

#### イ 提出場所

事務局

#### ウ 提出方法

持参または郵送してください。

郵送の場合は、必ず配達証明付（6月29日（金）午後5時に事務局必着）でお送り  
ください。

## 6 応募に関する事項

### (1) 応募者の資格

応募者の資格は次のとおりとします。

ア 函館市内に本社、支店または営業所等の事務所を有する法人であること。

イ アに該当する複数の法人が、グループで応募する場合は、構成員の中から代表法人を定めること。

ウ アに該当しない法人の場合、アに該当する法人を構成員とするグループで応募すること。

エ 一つの法人が複数の応募をすることはできない。グループで応募する場合も一つの法人とみなし、一つの提案を行うこと。

オ 本件業務プロポーザルについて、既に参加申込書が受理されていること。

### (2) 応募者の制限

応募者またはその構成員となる者は、次の要件を満たしていなければなりません。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- イ 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱（平成5年4月1日施行）による指名停止を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- ウ 函館市暴力団等排除措置要綱（平成23年9月30日施行）による入札参加除外措置を応募書類提出の際、現に受けていないこと。
- エ 応募書類提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- オ 審査委員が自ら主宰または役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。

### (3) 応募書類

応募に必要な書類は次のとおりです。

資料名	提出部数	備考
ア 応募申込書（様式3-1）	1部	
イ 応募申込書構成員調書（様式3-2）	1部	グループで応募する場合のみ作成すること。
ウ 誓約書（様式3-3）	1部	グループで応募する場合はすべての構成員分について作成すること。
エ 企画提案書（標準様式）	正本 1部 副本 10部	「7 企画提案書等に関する事項」に基づき作成すること。
オ 類似業務実績調書（様式4-1）	※副本は企画提案者名および法人名を空欄にすること。	グループで応募する場合は、全ての構成員分について作成すること。
カ 受託金額見積書（様式4-2）		積算内訳を添付すること。

## 7 企画提案書等に関する事項

### (1) 様式等

- ア 企画提案書の様式は任意としますが、「企画提案書標準様式（別添資料1）」の項目に



準じて作成してください。)

イ 用紙の規格は、A4判縦一横書きとします。(A3判用紙の折り込みは可。)

ウ 文章を補完するために、写真、イラスト、図面等を使用しても構いません。

エ 様式に書ききれない場合は、適宜枚数を増やしても構いません。

## (2) 提案項目

当該業務の提案にあたっては、「趣旨」、「業務目的」を踏まえた内容とすること。

### ア 会場レイアウト

- ・アンケートで意見の多かった「ステージが見えない」や「段差のつまずき」等を踏まえた配置を考慮すること。

### イ 提供・販売する飲食物（店）等について

#### ① テーマゾーン

- ・学生レストラン・マルシェ（昨年開催より関係校拡充予定）
- ・地元の食を来場者へ広く周知するブースの企画

#### ② アラカルトゾーン・マルシェゾーン

- ・前回開催を基本としつつ出店数増の予定

### ウ 厨房機器について

- ・前年開催と同様に、会場の一部にガス配管工事を行う予定です。  
鯨やラーメン等の出店にも対応できることから、これらの出店に対応した機器を設備すること

### エ その他の企画等について

- ・ステージイベント（昨年同様一部ガス配管工事予定）
- ・料理人のイベント企画
- ・開催目的をより効果的に達成するために、ファミリー層の誘客に繋がるイベント企画またはコラボ企画（任意提案）

### オ 広告宣伝等について

- ・効果的な広報宣伝の展開

### カ 協賛金（品）の活用等

### キ 運営体制等

#### (ア) 総括責任者および運営担当者

実際に運営を担当することとなる方について記入してください。

#### (イ) 運営体制

運営体制について記入してください。

また、業務の一部を再委託するなど、連携する外部事業者等がある場合は、その連携内容についても記入してください。

### ク スケジュール

契約から完了までのスケジュールについて、実行委員会との契約締結に向けた協議期間を含め、関係先との協議や調整、必要とされる許認可等の手続き、イベント告

知・宣伝，参加者等の募集，イベント運営，実績報告書の作成など，業務の一連の流れがわかるように記入してください。

なお，受託候補者と実行委員会の契約締結に向けた協議の開始時期は，平成30年7月下旬頃，また契約締結時期は8月上旬頃を予定しています。

### (3) 提出部数等

#### ア 提出部数等

正本1部，副本10部

それぞれ標準様式の表紙をつけ，表紙に企画提案社名を記入した正本を1部，記入しない副本を10部提出してください。

なお，副本10部については，表紙の法人名を空欄にして提出してください。

また，書類は必ず，ダブルクリップ等で留めてください（ステープル，製本テープ不可）。

#### イ その他

(ア) 電子データによる提出は認めません。

(イ) 「(1)様式等」に定めるもの以外の書類等は受理しません。

## 8 審査に関する事項

(1) 審査にあたっては，評価基準により最も高い評価を得た提案者を業務受託候補者とする。ただし，審査の結果，提案者すべてが最低基準点（全体の6割）に達しない場合，受託候補者を決定せず，再度提案を募集することがある。

なお，提案者が1団体となった場合は，審査により最低基準点を超えた場合に限り受託候補者として決定する。

(2) 審査結果については，提案者それぞれに書面で通知する。

(3) 審査委員は，はこだてフードフェスタ実行委員会委員により組織する。

(4) 審査基準

ア 企画提案の審査項目および配点は以下のとおりです。

審査項目・審査の視点		配点
総合的な企画力		40
	・業務目的を踏まえた企画になっているか。	
	・「函館の食の魅力」を広く市民および観光客に発信できる企画になっているか。	
	・独自性，創造性をもった企画になっているか。	
	・広報宣伝に工夫があり，多くの参加者が見込める企画になっているか。	
提案内容の実現性		30
	・イベント運営体制は，適切にスタッフが配置されるなど十分	

	なもものとなっているか。	
	・業務処理体制等は、業務処理にあたっての組織体制や外部機関との連携など、十分なものとなっているか。	
	・無理のない業務スケジュールになっているか。	
	・安全面や衛生面や雨天・荒天対策は十分なものとなっているか。	
<b>過去の実績等</b>		
	・当該業務の円滑な実施が期待できる過去の実績等があるか (総括責任者および業務担当者の実績を含む)	20
<b>見積価格</b>		
	・積算に妥当性があり、かつ経費の抑制など収支面での工夫があるか	10

イ 審査委員会の各委員が評価した点数を合計した総合得点で審査します。(600点満点)

## 9 契約に関する事項

実行委員会は、本件業務プロポーザルにより受託候補者として選定された者について、その承認を行ったのち、所定の手続きにより当該業務を委託します。

ただし、失格その他の理由により、受託候補者へ委託することが不可能となった場合には、次点者と契約に向けた協議を行います。

なお、当該業務の委託内容は締結する委託契約書によるものとします。

## 10 その他の事項

応募費用、応募書類に関する取り扱いは、次のとおりとします。

- ・応募に係る一切の費用は、すべて応募者の負担とします。
- ・提出期限以降における参加表明書および企画提案書の差し替えならびに再提出は認めません。
- ・応募書類は返却しません。
- ・応募書類に係る著作権は、各応募者に帰属します。
- ・受託候補者および審査結果を公表します。なお、審査結果の公表の際は、受託候補者以外の応募者の団体名等は非公表とします。
- ・応募書類は、本件業務プロポーザルに関わる業務に用いる場合は、実行委員会がこれを無償で複製し、使用することができることとします。

(様式1-1)

はこだてFOODフェスタ企画運営業務プロポーザル  
参加申込書

平成 年 月 日

はこだてフードフェスタ実行委員長 谷口 諭 様

本件業務プロポーザルに参加を希望しますので、参加申込書を提出します。

参加申込者 (代表法人)	法人名		
	代表者	印	
	所在地	(本社または支店) 〒	
(市内営業拠点の所在地) 〒			

代表法人を除く構成員数	
-------------	--

代表法人の 連絡担当者	所属部署			
	役 職		フリガナ	
			氏 名	
	電 話		F A X	
E-mail				

はこだてFOODフェスタ企画運營業務プロポーザル  
参加申込書構成員調査

構成員	法人名	
	代表者	印
	所在地	(本社または支店) 〒
		(市内営業拠点の所在地) 〒
電 話		
構成員	法人名	
	代表者	印
	所在地	(本社または支店) 〒
		(市内営業拠点の所在地) 〒
電 話		
構成員	法人名	
	代表者	印
	所在地	(本社または支店) 〒
		(市内営業拠点の所在地) 〒
電 話		

※ 構成員が4法人以上の場合は、必要に応じて欄を増やしてください。

(様式2)

はこだてFOODフェスタ企画運営業務プロポーザル  
質 問 書

平成 年 月 日

はこだてフードフェスタ実行委員長 谷口 諭 様

質問者名	法人名			
	代表者			
代表法人の 連絡担当者	所属部署			
	役 職		フリガナ	
				氏 名
	電 話		F A X	
E-mail				

質問内容

対象書類 等の名称	(募集要項等の資料名を記載してください。) [ ページ]
質問の内容	(簡潔, 的確に記載してください。)

※ 質問は1問につき1枚としてください。

はこだてFOODフェスタ企画運営業務プロポーザル  
応募申込書

平成 年 月 日

はこだてフードフェスタ実行委員長 谷口 諭 様

本件業務プロポーザル応募要項に基づき、応募書類を提出します。

参加申込書受理番号	
-----------	--

参加申込者 (代表法人)	法人名		
	代表者	印	
	所在地	(本社または支店) 〒	
(市内営業拠点の所在地) 〒			

代表法人を除く構成員数	
-------------	--

代表法人の 連絡担当者	所属部署			
	役職		氏名	
	電話		FAX	
	E-mail			

※ 法人の概要がわかる資料（会社案内等）を添付してください。

**はこだてFOODフェスタ企画運営業務プロポーザル  
応募申込書構成員調書**

平成 年 月 日

はこだてフードフェスタ実行委員長 谷口 諭 様

下記の法人を構成員とします。

参加申込者 (代表法人)	法人名	
-----------------	-----	--

構成員	法人名	
	代表者	印
	所在地	(本社または支店) 〒
		(市内営業拠点の所在地) 〒
	電 話	
構成員	法人名	
	代表者	印
	所在地	(本社または支店) 〒
		(市内営業拠点の所在地) 〒
	電 話	
構成員	法人名	
	代表者	印
	所在地	(本社または支店) 〒
		(市内営業拠点の所在地) 〒
	電 話	

※ 構成員が4法人以上の場合は、必要に応じて欄を増やしてください。

※ 法人の概要がわかる資料（会社案内等）を添付してください。



はこだてFOODフェスタ企画運営業務プロポーザル  
誓約書

はこだてフードフェスタ実行委員長 谷口 諭 様

以下のことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- 2 函館市競争入札参加有資格業者指名停止措置要綱(平成5年4月1日施行)による指名停止を現に受けていないこと。
- 3 函館市暴力団等排除措置要綱(平成23年9月30日施行)による入札参加除外措置を現に受けていないこと。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- 5 審査委員が自ら主宰または役員もしくは顧問となっている営利法人その他の営利組織でないこと。
- 6 上記1から5が事実と相違する場合は、本件業務プロポーザルの応募申込みを無効とされても異議のないこと。

平成 年 月 日

所在地

法人名

代表者名

印

※ 全ての構成員ごとに作成してください。

**はこだてFOODフェスタ企画運営業務プロポーザル  
類似業務実績調書**

法人名	
-----	--

**主な類似・関連業務の実績**

事業年度			
事業名			
受託金額	千円	総事業費	千円
事業実施地			
事業概要			
その他	(事業の特徴やアピールポイントを記載してください。)		

事業年度			
事業名			
受託金額	千円	総事業費	千円
事業実施地			
事業概要			
その他	(事業の特徴やアピールポイントを記載してください。)		

**その他の類似・関連業務実績**

事業年度	事業名	受託金額	事業実施地

※ 全ての構成員ごとに作成してください。

※ 過去5年間に、国・地方公共団体または民間事業者との間で契約・履行した主な類似・関連業務実績について2件まで詳しく記載するほか、その他の類似・関連業務実績についても記載してください。

はこだてFOODフェスタ企画運営業務プロポーザル  
受託金額見積書

参加申込者 (代表法人)	法人名	
-----------------	-----	--

業務受託金額	円 (消費税および地方消費税相当額を含む。)
--------	---------------------------

- ※ 当該業務の処理に要する経費について、積算内訳を添付してください。
- ※ 事業費が予算額を超える場合は、出店料収入や協賛金をもって財源とすることができるものとします。  
なお、その場合は、収入の内訳についても記載してください。